

2020年2月3日
東京エムオウユウ事務局

燃料油硫黄分上限規制に関するPSC処分結果について

MARPOL 条約附属書 VI の改正により、本年1月1日から一般海域では硫黄分が0.50% m/m を超える燃料油（基準非適合油）の使用が禁止されましたが、1月中に東京MOU加盟当局が実施した2,739隻の船舶に対するPSC検査（1月1日～31日に東京MOUデータセンター（APCIS）に結果報告のあったもの）のうち、今回の新たな規制に関して、下記のとおり、拘留又は基準不適合是正命令等の処分が行われましたので、お知らせします。

詳細については、Tokyo MOU ウェブサイト^(注)にてご確認下さい。

記

1. 燃料油硫黄分上限規制不適合に伴い拘留（detention）処分を受けた隻数 2隻
拘留の根拠となった不適合（SO_x規制関係）
 - ・燃料切換手順不確立・未習熟
 - ・スクラバー不作動
2. 同規制に関する不適合（deficiency）指摘を受けた隻数 13隻
主な不適合の内容
 - ・スクラバー作動不良・センサー故障
 - ・燃料切換手順不保持 等

(注) http://www.tokyo-mou.org/inspections_detentions/psc_database.php

以上

<お問合せ先>

東京エムオウユウ事務局 久保田・寧（ニン）
電話 03-3433-0621 FAX 03-3433-0624